

番号	設定項目名	制度名	川崎市									さいたま市					新座市				朝霞市・和光市・志木市					戸田市						
			老人			乳幼児			重度心身障害者			ひとり親	難病	老人	子ども	重度障害	子育て支援	心身障害者	ひとり親	乳幼児	重度障害	ひとり親	子ども	重度障害	ひとり親	子ども	障害	ひとり親				
1	保険番号		141	399	143	243	299	142	242	199	499	151	180	280	743	442	542	353	352	354	343	342	344	481	482	383	483	583	443	262	263	
2	別記番号		41	41	43	43	43	42	42	42	99	88	80	80	81	82	82	81	82	83	43	42	44	81	82	83	83	83	81	82	83	
3	短縮制度名		老人1割	老人償還	乳児市国	乳児社組	乳児償還	障害市国	障害社組	障害償還	親償還	県難病	老人市国	老人社組	川子ども	川越障	川越障高	子育て支援	心身障害者	ひとり親	4市乳児	4市障害	4市マル親	子ども	重度心身	ひとり親	ひとり親	ひとり親	戸田子ども	戸田障	戸田親	
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始～終了)		68～69	68～69	0～15	0～15	0～15	0～999	0～999	0～999	0～999	0～999	68～69	68～69	0～15	0～999	65～999	0～15	0～999	0～999	0～15	0～69	0～999	0～18	0～69	0～999	0～999	0～999	0～15	0～999	0～999	
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)		0	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	1	0	0	0	
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	
※	所得情報																															
14	外来負担区分		1	3	2	3	3	2	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	
15	1回負担割合		10	100	0	100	100	0	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分		1	3	1	3	3	1	3	3	3	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
25	1回負担割合		10	100	0	100	100	0	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額		40200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	

※令和4年10月より後期高齢者2割の配慮措置の対応が必要となるようです。各保険番号(442,542,352,354,583,262,263,182,183,382,582,782,262,682,683,783,272,273,372,373,472,642,742,473,573,362,462,672,563,772,252,663,452,673,773,552,363,652,463,752,763,253)に対してシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセ(2)」タブ「保険種—一部負担金記載(後期2割)」の左側を「1」で設定してください。
※短縮制度名はレセプト摘要欄、請求書兼領収書等へ記載されます。状況に応じて任意の名称へ変更していただいて構いません。

- 老人医療費**
 【老人1割】：本人負担1割の患者に適用。川崎市をサンプルに市の医療費請求書に印刷出力します。
 【老人償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。標準の「償還払一覧表」に印刷出力します。
- 乳幼児医療費**
 【乳児市国】：市町村国保患者に適用。窓口負担なし。適応年齢は市町村によって異なるようす。請求書は川崎市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。
 【乳児社組】：社保、組合国保患者に適用。窓口では自己負担有り。適用年齢は市町村によって異なるようす。通常通り負担金を徴収下さい。支給申請書は川崎市の指定用紙にサンプル印刷
 【乳児償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。適用年齢は市町村によって異なるようす。標準の「償還払一覧表」に出力します
- 重度心身障害者医療費**
 【障害市国】：市町村国保患者に適用。窓口負担なし。請求書は川崎市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。
 【障害社組】：社保、組合国保患者に適用。窓口では自己負担有り。通常通り負担金を徴収下さい。
- ひとり親医療費**
 【ひとり親償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。「償還払一覧表」に出力可能です。
- 難病医療費**
 【難病】：54難病の埼玉県独自の拡大給付です。レセプト請求です。患者登録—所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。※平成27年1月制度開始、平成29年10月より法別番号変更
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「患者登録—所得者情報—月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
- ★ 川崎市**
 老人：「老人市国」は市町村国保に、「老人社組」は組合国保または社保に適用します。そのため、川崎市用の設定(180:市町村国保、280:組合国保・社保)を追加します。上記180の市町村国保分の公費助成金は国保請求書に集計し、且つ総括表にも独立(41老人医療の下段)して集計します。
 子ども：(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号181と同制度です。)
 障害：「川越障」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号182と同制度です。)
 「川越障高」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。現在は東松山市(他市国保・社保 70歳以上)の場合にご使用ください。)
- ★ さいたま市**
 子育て支援：患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号581と同制度です。
 心身障害者：患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号282と同制度です。
 ひとり親：患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号583と同制度です。
- ★ 新座市(平成18年1月)※旧制度です。現在は使用しません。**
 子ども、重度心身障害：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。入院は償還払いです。請求用「医療費明細書」はユーザにてカスタマイズをお願いします。
 ひとり親：「本人(一般課税所得者)」：医療機関での金額管理が必要です。「低所得」：乳幼児、重度心身障害者同様です。
- ★ 新座市・朝霞市・和光市・志木市**
 子ども：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。入院は償還払いです。レセプト請求です。現在は保険番号181をご使用ください。
 重度心身障害：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。入院は償還払いです。レセプト請求です。現在は保険番号182をご使用ください。
 ひとり親：外来は課税世帯は月1,000円の患者負担、窓口会計時に累積負担金額が21,000円を超えると全額償還払いになります。
 非課税世帯は窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。入院は償還払いです。現在は朝霞市は保険番号183、新座市・和光市・志木市は保険番号783をご使用ください。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブ「医療費負担金額計算(外)」の左側を「3」で設定して下さい。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。
 「親負無」(患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。)
 ※春日部市、狭山市(市内医療機関 18歳以上)、越谷市、富士見市、幸手市、ふじみ野市(2市1町の医療機関)、三芳町、横瀬町(国保社保70歳以上・後期)、皆野町(国保社保70歳以上・後期)、小鹿野町(国保社保70歳以上・後期)、杉戸町は同制度です。
- ★ 戸田市**
 子ども：患者負担無し。食事療養費患者負担無し。レセプト請求です。戸田市の制度。※狭山市(市内医療機関)、蕨市、入間市は同制度です。
 障害：患者負担無し。食事療養費患者負担無し。レセプト請求です。戸田市の制度。※狭山市(自市国保・後期 18歳以下)は同制度です。
 ひとり親：患者負担無し。食事療養費患者負担無し。レセプト請求です。戸田市の制度。※狭山市(市内医療機関 18歳以下)、蕨市は同制度です。

保険番号7274 (埼玉県11)

番号	設定項目名	川口市					春日部市		所沢市		川島町等		越谷市		狭山市		蕨市		草加市			八潮市		行田市	
		子ども	重度心障	ひとり親	乳幼児	障害	子ども	障害	子育て支援	乳幼児	障害	子ども	子ども	重度心障	子ども	障害	ひとり親	子ども	障害	ひとり親	子ども	ひとり親			
1	保険番号	181	182	183	281	382	543	582	381	643	782	581	571	282	681	682	683	781	261	783					
2	法別番号	81	82	83	81	82	81	82	81	82	81	81	82	81	82	83	81	81	83						
3	短縮制度名	川口子	川口障	川口親	春日部乳	春日部障	所沢子ども	所沢障	子育て支援	越谷乳	障害	子ども	子ども	障害	草加子ども	草加障	草加親	子ども	八潮子ども	ひとり親					
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
9	年齢(開始-終了)	0-18	0-999	0-999	0-18	0-999	0-15	0-69	0-18	0-15	0-999	0-18	0-15	0-999	0-15	0-999	0-999	0-18	6-15	0-999					
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	レセプト請求(印刷)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
13	レセプト記載	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
※	所得情報																		本人	低所得			本人	低所得	
14	外来負担区分	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1		
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0		
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
20	1月院内上限額	21000	21000	21000	0	0	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	0	1000	21000	21000	0	1000	21000	0		
21	1月院外上限額	21000	21000	21000	0	0	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	0	1000	21000	21000	0	1000	21000	0		
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24	入院負担区分	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1		
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0	0	0	0	1200	0		
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30	1月上限額	21000	21000	21000	0	0	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	0	21000	21000	21000	0	21000	21000	0		
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

★ 川口市 子ども、障害、ひとり親

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。
 【子ども】川口市、川越市、熊谷市、秩父市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市(2市1町以外の医療機関)、白岡市、三芳町、毛呂山町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、宮代町、松伏町、杉戸町も同制度です。
 【障害】川口市、川越市、熊谷市、秩父市(社保 70歳未満)、加須市(18歳以上)、東松山市(国保社保 70歳未満)、狭山市(他市国保・社保 18歳以上)、羽生市(他市国保・社保)、鴻巣市(国保社保)、深谷市(国保社保)、越谷市(他市国保・社保)、入間市(他市国・他県後・社)、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市(国保社保 70歳未満)、久喜市(国保社保)、北本市(国保社保70歳未満)、富士見市(国保社保70歳未満 一般)、三郷市、蓮田市(他市国保・社保)、坂戸市(国保社保・他市後)、鶴ヶ島市(国保社保・他市後)、日高市、吉川市(他市国保・社保)、ふじみ野市(国保社保で2市1町以外の医療機関)、白岡市(国保社保 70歳未満)、三芳町(国保社保で2市1町以外の医療機関)、毛呂山町、越生町、嵐山町、川島町(国保社保)、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町(社保)、皆野町(社保)、長瀨町(社保)、小鹿野町(社保)、美里町(国保社保 18歳以上)、神川町(国保社保 18歳以上)、上里町(国保社保 18歳以上)、寄居町(国保社保)、宮代町、松伏町(他市国保・社保)も同制度です。
 【ひとり親】川口市、川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、東松山市、狭山市(市外医療機関 18歳以上)、鴻巣市、桶川市、北本市、三郷市、蓮田市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市(2市1町以外の医療機関)、白岡市、毛呂山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町(国保社保 70歳未満)、皆野町(国保社保 70歳未満)、長瀨町、小鹿野町(国保社保 70歳未満)、宮代町も同制度です。

★ 春日部市 乳幼児 障害
 ★ 所沢市 子ども 障害
 ★ 川島町 子育て支援

患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号581と同制度です。
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号282と同制度です。
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです。レセプト請求です。保険番号181と同制度です。
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです。レセプト請求です。現在は保険番号182をご使用ください。高齢者は償還払いのようです。

★ 越谷市 乳幼児 障害
 ★ 狭山市 子ども 障害
 ★ 蕨市 子ども 障害

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです。レセプト請求です。
 ※行田市、蕨城市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市(市外医療機関)、久喜市、八潮市、日高市、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町も同制度です。
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号581と同制度です。
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。他市国保・後期は保険番号282と同制度です。自市国保・社保の場合は保険番号182をご使用ください。
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。狭山市は市内医療機関は保険番号443、市外医療機関は保険番号381をご使用ください。※いたま市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、幸手市、ふじみ野市(2市1町の医療機関)は同制度です。

★ 草加市 子ども 障害
 ひとり親

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。現在は保険番号581をご使用ください。
 患者負担無し。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2助成)。レセプト請求です。※上尾市(自市国保・後期)、八潮市(自市国保・後期)は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)タイプ」医療費負担金計算(外来)、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左右を「0」、「負担金計算(2)タイプ」の3項目の左側を「2」で設定してください。
 課税世帯は外来は月1,000円、入院は日1,200円の患者負担。非課税世帯は患者負担はありません。窓口会計時に当月累積負担金額が21,000円を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2を助成)。レセプト請求です。現在は保険番号273をご使用ください。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(2)タイプ」設定と異なる記載(外来)、「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、「チェック対象上限額(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(1)タイプ」の「医療費負担金額計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左右を「3,0」、「食事負担金計算(入院)」の左右を「2,0」で設定してください。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

★ 八潮市 子ども
 ★ 行田市 ひとり親

【子ども】(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費については助成対象外)。レセプト請求です。現在は保険番号381をご使用ください。)「八潮子ども(外来は1割負担で月の患者負担が2,000円を超えたら全額償還払い、入院は窓口負担はありませんが月の患者負担が2,000円を超えたら全額償還払い)です。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費については助成対象外)。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)タイプ」医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定してください。現在は保険番号381をご使用ください。
 課税世帯は外来は月1,000円、入院は日1,200円の患者負担。非課税世帯は患者負担はありません。窓口会計時に当月累積負担金額が21,000円を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。※羽生市、深谷市、志木市、和光市、新座市、日高市、松伏町は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)タイプ」の「医療費負担金額計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側「3」、右側「0」で設定してください。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

保険番号マスタ (埼玉県11)

番号	設定項目名	上尾市			鴻巣市		富士見市・ふじみ野市・三芳町						松伏町				滑川町		秩父市	飯能市		入間市				
		制度名	子ども	障害	ひとり親	障害	ひとり親	子ども	障害			ひとり親			障害				障害	ひとり親	障害	ひとり親	障害	ひとり親		
1	保険番号		271	272	273	372	373	471	472	572	642	742	473	573	362	462	562	662	762	672	563	772	671	763	252	663
2	法別番号		81	82	83	82	83	81	82	82	82	82	83	83	82	82	82	82	82	82	83	82	81	83	82	83
3	短縮制度名		子ども	障害	ひとり親	障害	ひとり親	子ども	障害	障害限度	富士障70	富士障75	親負有	親負無	松障無	松障有	松障土建本	松障土建家	松障建設	滑川障害	滑川親	秩父障害	飯能子	飯能親	入間障害	入間親
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始-終了)		0-18	0-999	0-999	0-999	0-999	0-15	0-999	0-999	0-69	65-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-18	0-999	0-999	0-999	
10	点数準備		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
13	レセプト記載		1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
※	所得情報							本人	低所得				本人	低所得										本人	低所得	
14	外来負担区分		2	2	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額		0	0	0	21000	21000	0	0	0	21000	8000	1000	0	0	21000	10010	21000	21000	21000	21000	21000	0	21000	1000	0
21	1月院外上限額		0	0	0	21000	21000	0	0	0	21000	8000	1000	0	0	21000	10010	21000	21000	21000	21000	21000	0	21000	1000	0
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分		2	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	2	1	3	3	3	1	1	1	2	2	
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0	
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額		0	0	0	21000	21000	0	0	0	21000	15000	0	0	21000	0	0	5010	21000	21000	21000	0	21000	0	0	
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

- (注) ★ **上尾市**
 子ども
 障害
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号581と同制度です。
 患者負担無し。限度額認定証未提示で現物給付の上限額を超えた場合、超えた分が患者の窓口負担となるようです。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2助成)。レセプト請求です。現在は自市国保・後期は保険番号682、他市国保・社保の場合は保険番号552をご使用ください。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「2」、「負担金計算(3)」タブ-「限度額認定証提示が無い場合の特別計算」の左側を「4」で設定してください。
 ひとり親
 患者負担無し。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2助成)。レセプト請求です。※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブ「食事療養費」付加設定をすべて「2 患者負担あり(半額)」で設定してください。※草加市も同制度です。
- ★ **鴻巣市**
 障害
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです。レセプト請求です。現在は国保・社保の場合は保険番号182、後期高齢者の場合は保険番号282をご使用ください。
 ※加須市(18歳以下)、本庄市(国保社保18歳以下)、狭山市(他市国保・社保 18歳以下)、美里町(国保社保 18歳以下)、神川町(国保社保 18歳以下)、上里町(国保社保 18歳以下)は同制度です。
 ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです。レセプト請求です。現在は保険番号183をご使用ください。※八潮市、越生町、嵐山町、川島町、狭山市(市外医療機関 18歳以下)は同制度です。
- ★ **富士見市、ふじみ野市、三芳町**
 子ども
 障害
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。現在は富士見市、ふじみ野市で2市1町以外の医療機関、三芳町は保険番号181をご使用ください。
 「障害」(患者負担無し。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費は患者負担)。レセプト請求です。現在は富士見市で自県後期非課税世帯の場合にご使用ください。富士見市は国保社保で70歳未満で一般は保険番号182、非課税世帯は保険番号642、国保社保で70歳以上・他県後期で一般の場合は保険番号752、非課税世帯は保険番号742、自県後期で一般は保険番号282、ふじみ野市は国保社保で2市1町以外の医療機関は保険番号182、それら以外は保険番号282、三芳町は保険番号182をご使用ください。)*飯能市(自市国保・自市後期)は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
 「障害限度」(社保で限度額認定証を使用した場合、富士見市であり非課税世帯で食事療養標準負担額を助成する場合は専用の請求書にて請求する。カスタマイズをお願いします。現在、同制度があるかは不明です。)
 「富士障70」(富士見市で国保社保で70歳未満で非課税世帯の場合にご使用ください。外来:月上限21,000円、入院:月上限21,000円の患者負担有り。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費は患者負担)。レセプト請求です。)*飯能市(社保・他市国保・他市後期)は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
 「富士障75」(富士見市で富士見市以外の後期高齢者・国保社保で70歳以上、の場合で非課税世帯にご使用ください。外来:月上限8,000円、入院:月上限15,000円の患者負担有り。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費は患者負担)。レセプト請求です。)
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
 ひとり親
 「親負有」(外来は月1,000円、入院は月1,200円の患者負担。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。)*ふじみ野市で2市1町以外の医療機関以外でご使用ください。*富士見市は保険番号583、ふじみ野市で2市1町以外の医療機関の場合は保険番号183をご使用ください。
 「親負無」(食事療養費は患者負担です。)*レセプト請求です。三芳町の制度、保険番号583と同制度です。)
- ★ **松伏町**
 障害
 「松障無」(窓口負担無し。食事療養費は患者負担です。)*レセプト請求です。松伏町国保・後期高齢者の場合に使用、保険番号282と同制度です。)
 「松障有」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担です。)*レセプト請求です。他市国保・社保の場合に使用、保険番号182と同制度です。)
 「松障土建本」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。)*上限額を超えたら全額償還払い。入院は全額窓口負担です。食事療養費は自己負担です。土建国保組合の本人用です。専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。現在同制度があるかは不明です。)
 「松障土建家」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。)*上限額を超えたら全額償還払い。入院は全額窓口負担です。食事療養費は自己負担です。土建国保組合の保険加入7ヶ月以降の家族用です。専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。現在同制度があるかは不明です。)
 「松障建設」(窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。)*上限額を超えたら全額償還払い。食事療養費は自己負担です。建設国保組合の本人用です。専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。現在同制度があるかは不明です。)
- ★ **滑川町**
 障害
 ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです(生活療養費は患者負担)。レセプト請求です。
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです(生活療養費は患者負担)。レセプト請求です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」を「3」で設定してください。
- ★ **秩父市**
 障害
 社保で70歳未満で限度額認定証の提示がない場合、上限額を超えた分の患者負担があります。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額(80100円・(総医療費-267000円)×1%)を超える場合、上限額を超えた分を患者負担とします。食事療養費は患者負担です。現在、同制度があるかは不明です。
 ※現在は後期・国保は保険番号282、社保70未満は保険番号182、社保70歳以上は保険番号752をご使用ください。
- ★ **飯能市**
 子ども
 ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費も患者負担無しです。レセプト請求です。保険番号381と同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」で「1」の設定してください。
 課税世帯は外来は月1,000円、入院は月1,200円の患者負担。非課税世帯は患者負担無し。窓口会計時に当月累積負担金額が21,000円を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費は患者負担)。レセプト請求です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」右側を「0」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」右側を「0」、「負担金計算(2)」タブの全タブに対して「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「1」、「生活療養(環境)」の左側を「3」で設定してください。
- ★ **入間市**
 障害
 ひとり親
 患者負担無し。食事療養費は患者負担です。)*レセプト請求です。自市国保・自県後期の場合、保険番号282と同制度です。)*レセプト請求です。他市国保・他県後期・社保・国保組合の場合は保険番号182をご使用ください。
 患者負担無し。食事療養費も患者負担無しです(環境療養費は患者負担)。レセプト請求です。)*システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」を「3」で設定してください。

保険番号マスター (埼玉県11)

番号	設定項目名	日高市		羽生市		伊奈町			長瀬町		白岡市	久喜市	東京都			
		制度名	障害	ひとり親	ひとり親	子ども	障害	ひとり親	障害	ひとり親	障害	ひとり親	マル都医療券	心身障害者		
1	保険番号	452	673	773	771	552	363	652	463	752	253	599	699	799		
2	法別番号	82	83	83	81	82	83	82	83	82	83	82	80	80		
3	短縮制度名	日高障害	日高親	羽生親	伊奈子	伊奈障	伊奈親	長瀬障	長瀬親	白岡障	久喜親	マル都医療	都障負有	都障負無		
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
9	年齢(開始-終了)	0-999	0-999	0-999	0-18	0-999	0-999	70-999	70-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999		
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2		
12	レセプト請求(印刷)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3		
13	レセプト記載	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0		
※	所得情報		本人	低所得	本人	低所得										
14	外来負担区分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2		
15	1回負担割合	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0		
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
20	1月院内上限額	0	1000	21000	1000	21000	21000	21000	21000	8000	8000	8000	21000	10000	18000	0
21	1月院外上限額	0	1000	21000	1000	21000	21000	21000	21000	8000	8000	8000	21000	10000	18000	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24	入院負担区分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2		
25	1回負担割合	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額	0	1200	0	1200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
30	1月上限額	0	0	21000	0	21000	21000	21000	21000	8000	8000	15000	21000	10000	57600	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

- (注) ★ 日高市
 障害
 ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。現在は保険番号182をご使用ください。
 課税世帯は外来は月1,000円、入院は日1,200円の患者負担、非課税世帯は患者負担はありません。窓口会計時に当月累積負担金額が21,000円を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。保険番号783と同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定してください。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。
- ★ 羽生市
 ひとり親
 課税世帯は外来は月1,000円、入院は日1,200円の患者負担、非課税世帯は患者負担はありません。窓口会計時に当月累積負担金額が21,000円を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は助成対象です。レセプト請求です。加須市も同制度です。羽生市は保険番号783をご使用ください。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」、「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定してください。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。
- ★ 伊奈町
 子ども
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2を助成)。レセプト請求です。※坂戸市も同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」、「生活療養(環境)」の左側を「2」で設定してください。
- 障害
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2を助成)。レセプト請求です。※上尾市(他市国保・社保)、八潮市(他市国保・社保)は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「2」の設定してください。
- ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は1/2を助成します(生活療養費も1/2を助成)。レセプト請求です。※坂戸市は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定してください。
- ★ 長瀬町
 障害
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。現在は国保・後期は保険番号282、社保は保険番号182をご使用ください。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定してください。
- ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。現在は保険番号183をご使用ください。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定してください。
- ★ 白岡市
 障害
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担です。レセプト請求です。国保社保70歳以上の場合に使用し、70歳未満は保険番号182、後期は保険番号282をご使用ください。
 ※秋父市(社保70歳以上)、楠川市(国保社保70歳以上)、北本市(国保社保70歳以上)、富士見市(国保社保70歳以上・他県後期 一般)も同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定してください。
- ★ 久喜市
 ひとり親
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未済の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。食事療養費は患者負担無しです(環境療養費は患者負担)。レセプト請求です。※寄居町は同制度です。
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」、「食事負担金計算(入院)」の左側を「1」、「負担金計算(2)」タブの本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」を「1」、「生活療養(環境)」を「3」で設定してください。
- ★ 東京都
 マル都医療券
 「マル都医療」(東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。)
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「設定額を助成する負担金計算(外来)」、「設定額を助成する負担金計算(入院)」で左側を「1」の設定してください。
 障害
 「都障負有」「都障負無」(東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。)*平成30年8月より月上限額の変更